

# 愛称決まる!

## 「京町セイカ」

7月号で募集した町広報キャラクターの愛称募集。北海道から九州、そして米  
国から総数138通に及ぶ応募をいた  
きました。

8月21日(水)に、京都精華大学マンガ学  
部の竹熊健太郎教授を座長とする愛称検  
討会議で熱心な議論をいただき、「京町  
セイカ」という愛称に決定しました。

今後は、さまざまな行政情報やそのほ  
かの広報活動を、皆さんに分かりやすく  
伝えたり、興味を持っていただきやす  
くしたりするため、新しい町の広報スタ  
フとして活躍してもらいます。

これからも、彼女が本誌やホームペ  
ージなどを通して、町が発信するさま  
ざまな情報を皆さんにお知らせしま  
す。どうか温かく見守ってあげてく  
ださい。町ホームページでも詳  
しく紹介しています。

○問い合わせ

企画調整課広報係  
(☎95-11900)

私の名前は

京町セイカです!

精華町の皆さんに、まちのいろいろな  
情報をお知らせしちやいますので、よ  
ろしくお願いします。

私のことをもっと知りたい人は、町の  
ホームページを見てくださいね。



# きょういくの窓

夏休み明けスペシャル

## 子ども議会



# 「町政に一言物申す!」

町内小学校の6年生各クラスの代表による「子ども議会」  
が7月23日(火)、町議会議場などでありました。

今年も代表質問とまちづくり委員会の二部構成。町議  
会議場で行われた代表質問=左・下写真=では、各校代表の  
子ども議員から「あいさつをかわし、地域とのつながりを  
深める」や「私のしごと館をお年寄り子どもが交流できる  
場にする」などと、町政への提案が  
出ました。

全議員で意見交換するまちづくり  
委員会(審議会室)=右上・右写真=  
は、健康がテーマ。子ども自身が家  
や学校で取り組んでいることを発表  
しました。「コメを中心とした食生活  
にする」「朝早く起きて体操をする」  
「手洗いやうがい呼びかけ」な



ど、多くの意見が飛び交っていま  
した。

代表質問で議長を務めた栢村翔  
太くん(精華台小6)は「議長席は  
高く、みんなと対面するので緊張  
した。僕たちのまちづくりへの意  
見が将来、少しでも反映されたら  
うれしい」と話していました。



○問い合わせ 生涯学習課 社会教育係(☎95-1907)

# 始まりました「特別警報」

気象庁は8月30日(金)から特別警報の発表を開始しました。

警報のなかでも著しく危険性の高い災害が予想されることを知らせる特別警報。東日本大震災や一昨年の台風12号による豪雨(死者・行方不明者98人)などが該当します。

特別警報はテレビやラジオ、防災無線など、さまざまな方法で伝えられます。発表されたときは、屋外の状況や避難指示・勧告などに注意し、命を守るための

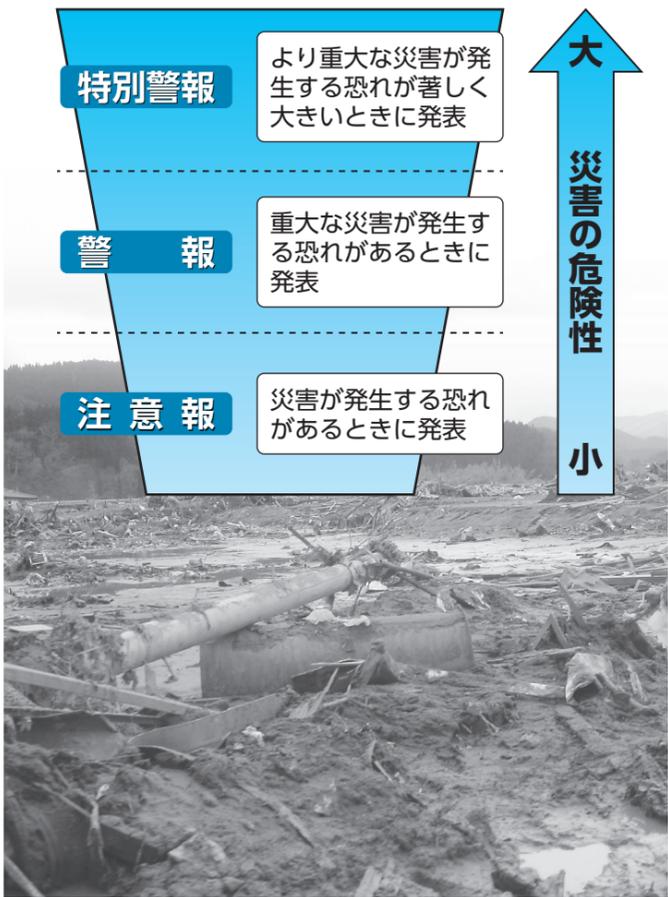
行動をとってください。

特別警報が発表されなくても、油断は禁物です。従来の警報や注意報もこれまで通り発表されますので、早めの行動を心掛けましょう。

詳しくは、気象庁ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

気象庁京都地方気象台防災業務課  
(TEL 075-184113006)



## 11月3日、精華マラソン 王者目指し 駆け抜ける

第6回精華マラソンを11月3日(祝・日)、むくのきセンターをスタート・ゴールとして開催します(雨天決行)。

必ず開催要項をお読みのうえ、お申し込みください。開催要項はむくのきセンターに置いてあるほか、町ホームページにも掲載しています。

**時間**  
受付/午前8時から・開会式/午前8時30分から

**スタート予定時刻**  
2キ/午前9時・3キ/午前9時30分・5キ/午前10時10分・10キ/午前11時

**コース**  
むくのきセンターから木津川河川敷堤防を利用したコース(すべて折り返し)  
※アップダウンが少ないコースです。

### 種目

◆ジョギング  
2キ(ジョギングを楽しみたい方)

◆マラソン

3キ(小1・2男子、同女子、小3・4男子、同女子、小5・6男子、同女子、中学生以上男子、同女子)、

5キ(中学生以上40歳未満男子、同女子、40歳以上60歳未満男子、同女子、60歳以上男子、同女子)、10キ(中学生以上40歳未満男子、同女子、40歳以上60歳未満男子、同女子、60歳以上男子、同女子)

※年齢は大会当日の年齢です。

### 表彰

ジョギングを除く各種目の上位選手を表彰。マラソン各種別の優勝者には、体育協会長賞(副賞)を贈呈。

## 9/16 サイクルレース 通行規制・バス停変更

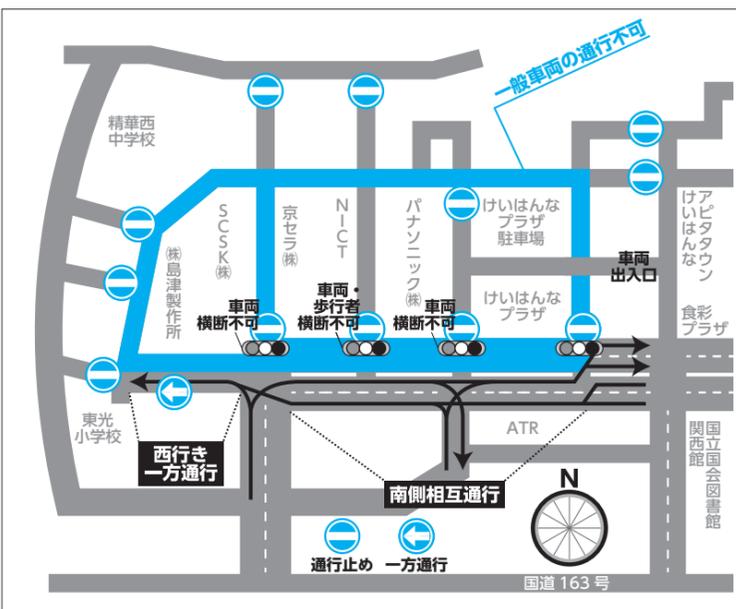
午前8時～午後1時ごろ

9月16日(祝・月)の2013けいはんなサイクルレースの開催に伴い、同日午前8時～午後1時ごろ、道路の通行規制を行います=右図。

このほか、奈良交通路線バスと精華くるりんバスのバス停を次の通り変更します。

▶奈良交通路線バス  
精華大通りを東向きに進行するバスは「光台七丁目停留所」「光台四丁目停留所」「光台三丁目停留所」「けいはんなプラザ停留所」での乗降ができなくなりますので、「光台八丁目停留所」または「ATR 停留所」をご利用ください。西向きに進行するバスは、これらの停留所でも乗降できます。

▶精華くるりんバス  
山田川駅祝園駅方面の「けいはんなプラザ停留所」は、奈良交通「ATR 停留所」に移設します。



○問い合わせ  
◆けいはんなサイクルレース実行委員会事務局(京都府自転車競技連盟)(TEL 090-5151-9669)  
◆精華町役場 企画調整課 企画係(TEL 95-1900)

### 対象者

健康に自信のある方(未成年者は保護者の同意が必要)

### 料金

19歳未満/1000円・19歳以上/2000円

### 申込期間

9月10日(火)～27日(金)(当日領収印まで有効)

### 申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

### ◆要項付属の払込取扱票

開催要項に付いている払込取扱票と料金を直接、ゆうちょ銀行、または郵便局、同センターへ。

※町ホームページからダウンロードした払込取扱票では申し込みができません。

### ◆郵便局備え付けの払込取扱票

町ホームページに掲載の記入見本通り、必要事項を記入のうえ、料金を添えてゆうちょ銀行、または郵便局へ。

### ◆Eメール

件名を「第6回精華マラソン申込」とし、本文に「住所・氏名・性別・年齢・生年月日・電話番号・参加種別・区分番号・保護者の氏名(未成年者のみ)」を入力し、y-taiiku@npo.town.seika.kyoto.jp。

料金は振り込みで「ゆうちょ銀行 00910141288239精華町体育協会マラソンエントリー事務局」へ。

### ◆申込規約

・自己都合による申し込み後の種目変更、キャンセルはできません。過剰入金、重複入金の返金はしません。

・年齢・性別の虚偽申告、申込者本人以外の出場など不正は認めません。

・この場合、出場を取り消します。

・自然災害や事件など、不可抗力の事象が発生した場合、開催中止や料金返金の有無・額などについては、主催者が判断します。

・参加者は、大会前までに必ず健康診断を受け、当日コンディションの悪い場合は辞退してください。

・大会出場中の映像・写真・記事・記録などのテレビ・新聞・雑誌・インターネットなどへの掲載権は主催者に属します。

・そのほか

・10月23日(水)までに受付票を郵送します。届かない場合は、必ず左記のところに連絡してください。

・主催者は、大会中に発生した事故への応急処置はしますが、傷害保険の限度額を超えた保障などについては一切責任を負いません。

○申し込み・問い合わせ

〒61910245 精華町下狛神ノ木8番地

むくのきセンター(精華町体育協会)

(TEL 9810200)

# みんな集まれ！子ども祭り

## 10月19日、午前開催

今年で11回目を迎える精華町子ども祭りⅡ写真Ⅱが10月19日(土)、むくのきセンターで開催されます。



開催時間は午前9時から午後0時30分。体験コーナーは午前9時30分～午後0時30分です。詳細は、来月に各戸配布するパンフレットをご覧ください。  
※今回から午前みの開催となります。昼食の提供はありません。

○問い合わせ  
精華町子ども祭り実行委員会事務局  
(生涯学習課内)  
(☎95-11907)

# 女性の社会参画 学ぶ北の航路

女性が社会で活躍するために地域や家庭などでの課題について学ぶ研修「京都府女性の船」に参加した古海りえ子さん(光台七丁目)Ⅱ写真Ⅱが7月23日(火)、木村町長に修了を報告しました。



地域づくりの夢を語る古海さん

6月14日～17日の3泊4日で行われた同研修には、府内から集まった100人近い女性たちが参加。舞鶴港から北海道へ向かう船中では、グループ研修を受けました。札幌市に到着後は、同市で活動する女性団体などの地域活動団体との意見交換などで見聞を広めました。  
町内で「高齢者の居場所づくり」の活動にも取り組んでいる古海さん。男女が協働し、活動を進めていくことへの意欲を語りました。

○問い合わせ  
人権啓発課男女共同参画係  
(☎95-11919)

# 「ウチの家、

## 地震で

### 倒れへんかなあ……」



昭和56年5月以前に着工された建物は、それ以降に建築されたものと比べ、大地震で倒壊しやすいとされています。

#### 木造住宅耐震診断士を派遣

町では、この旧耐震基準で設計された木造の住宅に対して、京都府木造住宅耐震診断士を派遣しています。

耐震診断士は、主に外観調査を中心に診断し、後日改めて地震に対する安全性の評価や大まかな補強プランなどを説明します。

1戸の診断にかかる費用は5万1000円ですが、皆さんが負担する費用は30000円です。現地調査にかかる時間は2～4時間です【注1】。

#### 改修補助、最高90万円

耐震診断の結果、倒壊する可能性があると考えられた木造の住宅を耐震改修・補強する場合【注2】、90万円を上限として費用の4分の3を交付します。ただし簡易な工事に対しては、30万円を上限として費用の4分の3を補助します(本年度

から)。詳しくは左記にお問い合わせください。

改修するときには、専門的な知識を持つ事業者を選びましょう。安全性だけではなく、経済性から利便性まで、幅広くじっくりと検討することが大切です。屋根の軽量化や壁の補強などを組み合わせると、最も合理的な耐震改修を計画しましょう。

交付を受けるには、事前に申請し、交付決定通知を受けてから契約・着工することが条件です。契約済みのもの、工事済みのものは事後申請できません。

耐震診断や改修補助の要件、申込方法など詳しくは、左記のところに問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

【注1】住宅の規模などによって異なります。  
【注2】町が定める条件を満たすことが必要です。  
○申し込み・問い合わせ  
都市整備課開発指導係  
(☎95-11902)

## 地域の活性化目指す活動へ 活動費を一部補助

京都府では、地域に暮らす方々が協働して暮らしやすい魅力的な地域を創る「地域力再生活動」を支援しています。対象団体は自治会・ボランティアサークル・子ども会・NPO法人など地域住民が中心となった団体、またはこれらのうち複数が連携した活動団体です。政治・宗教などにかかわる団体、営利を主たる目的とした団体などは対象外です。対象事業は、地域に暮らす方々が自ら取り組む、環境保全、安心・安全な地域づくり、子育て支援など、さまざまな種

類の地域活動です。  
交付(補助)金額は対象活動費の概ね3分の2以内(府市町村振興協会からの支援含む)。申請期間は9月30日(月)までの平日です。受付時間は午前8時30分～午後5時。申請書を直接、左記のところに持ちください。募集要項や申請様式は、京都府のホームページからダウンロードできます。  
○申請・問い合わせ  
◆京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室  
(☎21-2049・☎22-18865)  
◆精華町役場企画調整課企画係  
(☎95-11900)

## 3団体と福祉避難所設置協定

精華町と町内の3つの関係機関との「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」の調印式を7月16日(火)・19日(金)、町役場町長室で行いました。



南山城支援学校・平木新助教長(左)と

今回協定を締結したのは、医療法人社団医聖会の介護老人保健施設「とちのき」、(株)けいはんなプラザホテル、京都府立南山城支援学校の3団体です。

協定は、寝たきり高齢者や障害のある人、妊産婦など、共同生活が困難な人が安心して避難生活を送るためのものです。町では21年2月にも別の4法人と協定を締結。今回で、町内中学校区すべての福祉避難所の設置が実現しました。

○問い合わせ  
福祉課社会福祉係  
(☎95-11904)

## 住宅・土地統計調査にご協力を

10月1日、平成25年住宅・土地統計調査が行われます。総務省により5年ごとに実施されている同調査。結果は、国や都道府県、市区町村のまちづくり施策などに活用されています。

町内でも、総務省が指定する一部地域から、同省の指定方法で選定される一部世帯が対象となります。まず、京都府知事に任命された調査員が対象地域で案内文書を配布。続いて今月下旬以降、対象世帯に「調査票」などを配布します。

調査内容は秘密厳守されますので、調査票の正確な記入などにご協力をお願いします。

### ホストファミリー募集

## わが家で国際交流を

ホームステイに参加する外国籍の人【注1】の受け入れ家庭(ホストファミリー)を募集します。

日程は10月5日(土)～6日(日)の1泊2日です。5日午後5時ごろ対面し、6日は伊勢神宮への日帰り旅行に参加します。

定数は先着5家庭です。希望する方は、9月13日(金)～27日(金)までに申込用紙【注2】を郵送、またはファクス、Eメールで下記のところにお申し込みください。既に精華町国際活動人材バンクの登録している方は、申し込み不要です。

受け入れや行程にかかる諸費用はご負担ください。  
【注1】日本で生活している人です。  
【注2】申込用紙は左記の窓口に置いているほか、町ホームページからもダウンロードできます。  
○申し込み・問い合わせ  
せいかグローバルネット事務局(企画調整課内)  
(☎95-11900・☎95-3971)  
(Eメール kikaku@town.seika.kyoto.jp)

# 届け出は必ず

年度途中の就職・退職や社会保険の扶養異動によって国民健康保険（国保）に加入する場合や、職場の健康保険に加入した場合は、14日以内に町役場・国保医

## 国保の加入・脱退の届け出に必要なもの

届け出が必要なケース	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者からはずれたとき	職場の健康保険をやめた証明書または被扶養者ではない証明書、印鑑
職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国民健康保険証と職場の健康保険証（本人・被扶養者分）、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑

療課（2階）にお越しください。国保に加入する場合、手続きが遅れると医療費が全額負担になったり、国保税をさかのぼって納めることとなります。職場の健康保険に加入した場合、届け出がないと、国保税の精算ができません。また、国保を脱退すると国保の保険証は無効になります。無効の保険証を使って医療機関にかかると、全額自己負担になります。

### 加入者は無収入でも申告を

国保加入者は収入の有無にかかわらず、全員所得の申告が必要です。これは国保税額や保険給付の負担区分を、加入者の前年中の所得金額で決定するためです。申告した所得の状況によっては国保税が軽減されることがあります。

### 退職者医療 届け出はお早めに

会社などを退職し国民健康保険（国保）に加入した人のなかで、厚生年金や共済年金を受給している65歳未満の人とその被扶養者が対象となる「退職者医療制度」があります。該当する人は必ず、国保医療課に届け

出てください。

### ▼対象者

次のすべての条件に該当する人

- ◆退職者本人
  - ・国保に加入している。
  - ・厚生年金または共済年金の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上。
  - ・65歳未満。
- ◆退職被扶養者
  - ・国保に加入している。
  - ・退職被保険者の配偶者や3親等以内の同居親族で、退職被保険者本人の収入により生計を維持している。
  - ・年間の収入が130万円（年金収入の方は180万円）未満。
  - ・65歳未満。

### ▼手続き

- 年金の受給権が発生した日から退職被保険者となります。年金証書を受け取ったら、次のものを持って早めに国保医療課にお越しください。
  - ・現在お持ちの国保の保険証（社会保険から国保に変わる場合は、社会保険の喪失証明書が必要）
  - ・加入期間が記載された年金証書
  - ・印鑑
- ※退職者医療制度に移行しても、病院などの負担割合や国保税額は変わりません。

### ○問い合わせ

国保医療課国保係  
（☎95-1929）

## 平22.9.2～10.1 生の子の保護者の方へ 子どもの医療費助成

3歳から小学校卒業までの方が外来医療費の助成を受けるには、現在お持ちの白色の受給者証とは別の受給者証を受けるための申請が必要です。申請した方には9月下旬、さくら色の受給者証（10月から使用可能）を郵送します。白色の受給者証は、これからも入院医療費の助成に利用できます。

## 昭23.10生の方へ 高齢者の医療費助成

町では、65歳以上70歳未満の方に、医療費（保険適用分）の一部を助成しています【注1】。助成は申請が必要です。申請の結果、認定された方には9月下旬、うぐいす色の受給者証（10月から使用可能）を郵送します。

上記の両助成の対象者にはご案内を郵送しています。申請は、受給者証交付申請書・対象者の保険証・印鑑をお持ちください【注2】。申請期間は9月10日（火）～17日（火）の平日【注3】で、手続きは代理の方の来庁や郵送でも可能です。【注1】60歳未満の方と同居する所得税課税世帯や、一定所得を超える世帯などは該当しません。【注2】高齢者の医療費助成で本人・世帯で平成25年1月2日以降、精華町に転入した方がいる場合は、その方の24年中の所得額と控除額を証明する書類（住民税課税対象所得額が表示されているもの）も必要です。【注3】申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。

○問い合わせ 国保医療課 医療係（☎95-1929）

# 追納できる国民年金保険料

国民年金には、次のような免除制度があります。

### ▼申請免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除される制度です。

## 本年度中に追納する場合の額

年度	全額免除納付猶予学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
15年度の月分	1万4860円	—	7430円	—
16年度の月分	1万4640円	—	7320円	—
17年度の月分	1万4690円	—	7350円	—
18年度の月分	1万4750円	1万1050円	7370円	3680円
19年度の月分	1万4780円	1万1080円	7390円	3690円
20年度の月分	1万4890円	1万1170円	7440円	3720円
21年度の月分	1万4970円	1万1220円	7480円	3740円
22年度の月分	1万5240円	1万1420円	7620円	3800円
23年度の月分	1万5020円	1万1260円	7510円	3750円
24年度の月分	1万4980円	1万1230円	7490円	3740円

### ▼法定免除制度

障害基礎年金を受けている方などが該当する制度です。

### ▼若年者納付猶予制度

若年層（30歳未満）の方を対象として、保険料の納付が猶予される制度です。

### ▼学生納付特例制度

学生の方を対象とした制度です。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されます。しかし受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例／平成25年7月分は35年7月末まで）であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができます。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することを勧めます。

保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に「経過期間に応じた加算額」が上乘せられます。

### ○問い合わせ

- ◆京都南年金事務所  
（☎075-643-2547）
- ◆精華町役場総合窓口課年金係  
（☎95-1915）

# 日ごろの介護を作品に

精華町介護者家族の会「なでしこの会」と精華町社協では、「笑顔で介護！」をテーマに介護にまつわるエピソードや介護に関して思うことを表した川柳・フォト作品を募集します。

### ▶募集内容

- ◆川柳部門 「介護」をテーマに5・7・5で表現したもの
- ◆フォト部門 介護を通してふれあっているスナップ写真

### ▶募集期間

8月16日（金）～9月30日（月）（必着）

### ▶応募方法

- ◆郵送・窓口  
応募用紙と作品を提出してください。
- ◆Eメール  
応募用紙【注】と作品のデータを添付してください。件名には「コンテスト」と入力してください。

### ▶応募規定

- ・オリジナルの未発表作品に限ります。
- ・写真はプリントの場合 A4サイズ以内、データの場合は JPEG 形式・4MB 以内で応募してください。

- ・応募点数は各部門1人3点までです。
- ・応募作品は返却しません。CD-Rなどの記録媒体なども返却しません。

### ▶表彰

最優秀賞（各部門1点）：商品券2000円  
 どんちゃん賞（各部門1点）：商品券1000円  
 なでしこ賞（各部門1点）：商品券1000円  
 ※受賞者は、11月11日（月）に同協議会ホームページ、同15日（金）発行の「せいか社協だより」で発表します。  
 【注】下記の窓口のほか、同協議会ホームページからもダウンロードできます。

### ○応募・問い合わせ

〒619-0243 精華町南稲八妻砂留22番地1  
 精華町社会福祉協議会 地域福祉課  
 （☎94-4573）  
 （E-mail：vcseika@vesta.ocn.ne.jp）

# 重度障害者対象の手当

重度障害のある人が受けられる、国の2つの手当制度「注1」。「対象になるかも」と思った方は、申請前にまず下記のどちらかにご相談のうえ手続きしてください。

## 特別障害者手当

特別障害者手当は、20歳以上で著しい重度の障害があり、常時の介護が必要な人に支給される手当です。

### ▼対象者

- 次のいずれかに該当する人
  - ①表Aで2項目以上該当する人
  - ②表Aで1項目、表Bで2項目以上該当する人
- ※表Aと表Bで別の項目に該当している

表A

- ・両眼の視力の合計が0.04以下である。
- ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上である。
- ・両方の上腕・前腕・手に著しい障害、または両手のすべての指に著しい障害がある。
- ・両方の脚部に著しい障害があるか、両方の脚部の足関節以上を失っている。
- ・体幹機能によって座り続けられない程度、または立ち上がれない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記以上で、他人の援助を受けなければ自分で生活できない。
- ・上記以上の程度の精神の障害がある。

表B

- ・両眼の視力の合計が0.05～0.08である。
- ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上である。
- ・平衡機能に極めて著しい障害がある。
- ・口のなかで食べ物をよくかみ砕き、味わうことができない。
- ・音声または言語機能を失っている。
- ・両方の上腕・前腕・手の親指と人さし指の機能を失っている。
- ・どちらかの上腕・前腕・手の機能に著しい障害がある。
- ・どちらかの脚部の機能をすべて失っているか、片方の脚部の大腿を2分の1以上失っている。
- ・体幹機能によって歩くことができない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記以上で、日常生活での著しい制限が必要である。
- ・上記以上の程度の精神の障害がある。

表C

- ・両眼の視力の合計が0.02以下である。
- ・両耳の聴力が補聴器を使っても音声を識別できない程度である。
- ・両方の上腕・前腕・手に著しい障害がある。
- ・両手のすべての指を失っている。
- ・両方の脚部の機能をすべて失っている。
- ・両方の大腿を2分の1以上失っている。
- ・体幹機能によって座り続けられない程度の障害がある。
- ・体の障害や長期安静が必要な病状が上記以上で、他人の援助を受けなければ自分で生活できない。
- ・上記以上の程度の精神の障害がある。
- ・体の障害や病状、精神の障害が重複する場合であって、その状態が上記以上である。

※視力の測定は万国式試視力表によるものとします。屈折異常があるものは、矯正視力によって測定します(表A・B共通)。

いる人  
・本人、または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額を越えている人

▼手当額【注1】  
月額2万6080円

## 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、20歳未満で重度の障害があり、常時の介護が必要な人に支給される手当です。

### ▼対象者

- 表Cのいずれかに該当する人
- ※次のいずれかに該当する人は手当を受給できません。
- ・障害により受けられる公的年金を

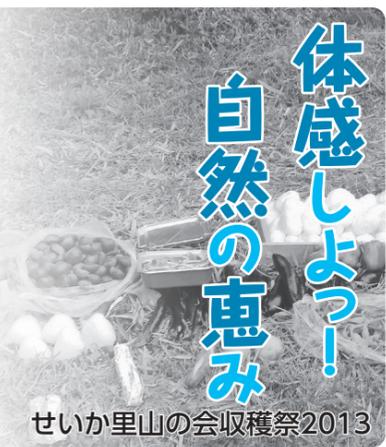
受けることができる人  
・児童福祉法で定める肢体不自由児施設などに入所している人  
・本人、または配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人

▼手当額【注2】  
月額1万4180円

【注1】町の福祉手当とは別です。  
【注2】改定される場合があります。

### ○問い合わせ

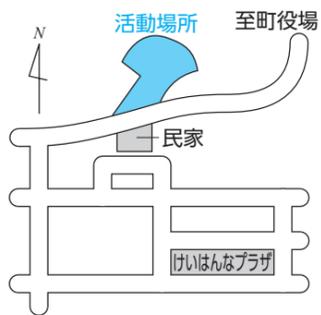
- ◆福祉課社会福祉係  
(☎9511904)
- ◆山城南保健所福祉室  
(☎7210979)



「せいか里山の会収穫祭2013」が10月13日(日)、せいか里山保全活動場所(東畑地区II地図)で開催されます。毎月定例の保全活動(下草刈りなど)の後に行うものです。

定員は先着50人。参加希望の方は「参加人数(大人・子どもの内訳)・代表者氏名・電話番号」を電話、またはファクス、Eメールで下記のところにお申し込みください。申込期間は9月27日(金)までの平日、受付時間は午前8時30分～正午・午後1時～5時(27日のみ午後4時まで)です。

準備や後片付けは参加者全員で行います。



す。雨天などによる中止については、午前8時の段階で判断します。判断が難しい場合は、当日に町役場(☎9412004(代表))にお問い合わせください。

なお、駐車スペースは限られていますので、乗り合わせてお越しください。

### ▼時間

- 午前9時、現地集合
- 1部/保全活動体験(午前9時から)
- 2部/収穫祭(午前11時から)

※買い出しなどの準備のため、2部から参加の方は午前10時までにお集まりください。

### ▼内容

- ◆1部  
保全活動体験(いも収穫・下草刈りなど(予定))
- ◆2部  
収穫祭(新米おにぎり・いも煮・野菜焼き)

### ▼持ち物

- はし・コップ・ごみ袋
- ※ごみは各自でお持ち帰りください。

### ▼料金

- 大人会員500円・大人非会員700円・小中学生200円(当日徴収)
- ※当日、同会への加入も可能です。

### ○申し込み・問い合わせ

せいか里山の会事務局(産業振興課内)  
(☎9511903・☎9513073)  
Eメール sangyou@town.seika.kyoto.jp

## ネット通販に潜む危険性

自宅にいながらにして、いろいろな商品を購入できるインターネット通販。しかし最近、日本のWebサイトと違って注文したところ実は海外のサイトで、トラブルが発生し、解決が難しいケースが増えてきています。インターネット通販の注意点を知り、こうしたトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

息子のために、人気メーカーのサッカーシューズをインターネット通販で注文した。サイトは日本語なのに振込口座が外国人名義で不審に思ったが、代金を振り込んだ。その後国際郵便で届いた荷物を開けると、注文したシューズとラインの色が違ううえ、作りも粗雑で本物か疑わしい。「注文した商品と違う。交換希望」と再三メールを送ったが、返事もなく連絡がつかない。

海外の通販サイトで商品を注文したところ「届いた商品が模倣品(コピー品)のようだ」「代金を支払ったのに商品が届かない」といった相談が寄せられています。

このようなサイトは日本語で書かれているため、海外事業者が運



営するサイトであっても、それと気づかず利用してしまうケースがあります。サイト内の日本語が不自然なときなどは注意しましょう。

極端に値引きされている商品は模倣品の可能性が高いです。模倣品の輸入は消費者が法律違反に問われる恐れもあるので注意しましょう。

また、事業者の所在地や連絡先などの情報を事前にしっかり確認しましょう。メールアドレスしか記載されていないようなサイトでの取引は危険です。相手と連絡がつかなければ、解決は非常に困難になります。

インターネット通販は便利な反面、危険性があることを認識しましょう。

困ったときは、相楽消費生活センター(木津川市木津上戸15番地・相楽会館1階)にご相談ください(☎7219955)。受付時間は平日の午前9時～午後4時です。

土日・祝日(年末年始を除く)には、京都府消費生活安全センターが電話相談を受け付けています(☎075125719002)。受付時間は午前10時～午後4時です。

### ○問い合わせ

相楽消費生活センター  
(☎7219955)



ショファーを吹く男性

第10代国際交流員コラム

13

# 毎日が冒険

Every Day is an Adventure



代表的なはちみつ



よく食べられるりんご

## Happy Jew Year

"Happy New Year, and may it be a great one!"

Of course, this may sound like a strange thing to say so long after the calendar change. However, as a Jew, I follow both the Western calendar and the entirely unrelated Hebrew calendar. On most years, the Jewish New Year, Rosh Hashanah (literally "the head of the year" in Hebrew), comes in September.

Much as people eat foods such as *mochi* or *osechi* on the Japanese New Year, apples and honey are commonly eaten on Rosh Hashanah, as is a pastry called *teiglach* which is boiled in a honey syrup. The use of honey in these foods is supposed to symbolize a "sweet" new year. Another tradition is the blowing of the *shofar*, a hollowed ram's horn. Rosh Hashanah also involves a ritual of casting off one's sins.

There is a reason I am writing about this. Due to the negligible number of Jews in Japan, I would surmise that the vast majority of Japanese people have never heard of Rosh Hashanah or any other Jewish holiday. I have quite a few American friends in Japan, and it's not hard to find someone to talk with about American culture. It is much harder, however, to meet other Jews here, so sometimes Jewish holidays can feel very lonely.

My Jewish identity is just as important to me as my American identity. Even if I am not able to meet many other Jews, as long I am able to teach people in Japan about my Jewish heritage, that would make me very happy.

## ユダヤの新年、おめでとうございます

「新年おめでとうございます！良い年になりますように！」

年が明けてずいぶんたつのに、変ですよ。実は、私はユダヤ人として、西暦とまったく関係のないヘブライ暦を使っています。ユダヤの新年「ローシュ・ハッシャーナー」(ヘブライ語で「年の頭」)は、毎年ほぼ9月に来ます。

日本のお正月には、もちやおせちなどを食べる習慣があるように、「ローシュ・ハッシャーナー」では、リンゴとはちみつ、 Teigraha(はちみつシロップで煮たお菓子)などを食べます。はちみつは「甘い(幸せな)」新年を象徴するといわれています。羊の雄の角を使った笛「ショファー」を演奏する伝統もあります。またこの期間中は、「贖罪」の儀式もあります。

このことを紹介するには理由があります。日本にいるユダヤ人は非常に少ないため、大多数の日本人はロッシュ・ハッシャーナーをはじめ、ユダヤの祝日は聞いたことがないのではないかと思います。私には日本にいる米国人の友人が多くいて、米国の文化について話し合うことも多いです。しかし、同じユダヤ人とはなかなか出会えませんが、ユダヤの祝日には、とても寂しく感じることもあります。

私にとってユダヤ人であるという意識は、米国人である意識と同じほど大切です。日本でユダヤ人となかなか出会えなくても、ユダヤの文化について紹介できれば、大変うれしく思います。

### ペルコビッツ・スティーブン

米国ロードアイランド州出身の23歳。昨年7月から精華町第10代国際交流員(CIR)として勤務。主な仕事は英語版広報紙「いちご」の製作をはじめとした外国人住民の生活支援や学校などでの国際交流活動。趣味は、音楽鑑賞・料理・ジョギング。「日本語に磨きをかけるよう、日々頑張ります！」



# ALTが交代

ALT(外国語指導助手)として、町内中学校での外国語指導に2年間従事したジョッシュ・ゴリーさんが、任期を終え7月末に退任。8月、米国出身のポール・スナイダーさんが着任しました。



7月に退任したジョッシュ・ゴリーさん

## さようなら

この2年間はあるという間でした。このまちに来て自己紹介文を書いたのが数カ月前のことのようです。ここで暮らし働いたことを、とてもうれしく思います。町立3中学校を仕事の拠点とし、楽しくて元気あふれる生徒とともに時間を過ごすことができました。また、母国・米国の文化を紹介する機会もありました。

精華町で英語を教えた思い出や、祇園祭のにぎやかな光景、奈良の群れ遊ぶ鹿や東大寺の高い門、大阪市の超高層ビルなど、関西の風景が心に強く残っています。これからバーモント州で医師助手を目指し大学院に入ります。精華町の皆さんに、心より感謝しています。どうかお元気で！



クイズやカードを使った学習では生徒たちの意欲もアップ！

## 初めまして

ポール・スナイダーと申します。皆さんとの出会いを通し、素敵な時間を共に過ごせたらと思います。出身は、米国ネブラスカ州スコッツブラフという人口約1万5000人程度の小さな町。ネブラスカウェズリアン大学(同州リンカーン市)で心理学を専攻、日本語を副専攻しました。家族は両親と姉が2人、兄も2人います。趣味は、バスケットボール、アメフト、野球、スポーツカーの運転です。

日本での生活は初めてです。これからさまざまな体験をし、富士登山などさまざまな地域を訪れたいです。日本には素晴らしい文化や歴史があり、それらに接する機会があり、うれしく思います。精華町は美しいまちで、皆さんが親切に接してくれます。日本語はまだうまく話せませんが、これから精一杯勉強したいと思っています。これから、皆さんとともに充実した時間を過ごしたいです。



ふるさと、米国ネブラスカ州スコッツブラフの街並み



新ALTのポール・スナイダーさん

○問い合わせ 学校教育課 学校教育係(☎ 95-1906)

# 妊婦健診は定期的に

## 妊娠したら医療機関へ

妊娠に気づいたら、医療機関で受診しましょう。妊娠と診断されたらすぐ、印章を持って町役場・健康推進課（2階）で妊娠の届け出をしてください。母子健康手帳と妊婦健診の一部公費負担（14回分）の関係書類をお渡しします。

## 定期的を受診しましょう

公費負担は受診する医療機関によって、受診券方式・申請方式のどちらかになります。医療機関を変更する場合は下記のところにご相談ください。

公費負担は里帰り先（国内の医療機関・助産所）でも受けられます。

## 転入・転出したら

公費負担は妊婦健診を受ける日時時点で、町に住居登録していることが条件です。

転入の場合は、転入手続きの際に健康推進課にお越しください。転出の場合は、精華町での公費負担は受けられません。転出先の市区町村にお問い合わせください。

## 問い合わせ

健康推進課保健予防係  
(☎95-11905)

# 就学前に健康診断

来年4月に小学校に入学する町内在住の子どもを対象にした就学時健康診断を10月～11月、各小学校で行います。



通学予定の学校で受診できない場合は、ほかの学校で受診してください。費用は無料。会場へは上履きをお持ちください。

## 問い合わせ

学校教育課学校教育係  
(☎95-11906)

# 初めから完璧な親などいない 初の子育て不安いっぱい

10～11月

育児の知識学ぶプログラム

0歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びのプログラム「BPPプログラム」が10月25日～11月15日の毎週金曜日（計4回）、子育て支援センター（こまだ保育所内）であります。

子どもを育てながら、親同士が協力し合いながら学び、親として育つ場所が今求められています。同プログラムは安心できる雰囲気の中で、育児の喜びや困り事などを話し合いながら、子育てに必要な知識を学ぶ、参加型のプログラムです。時間は午前10時～正午、参加は無料です。

## BPPプログラムに参加すると

- ・子育て仲間ができます。
- ・赤ちゃんのかわり方を学ぶなかで、親子の絆が深まります。
- ・ほかの親も同じように悩んでいることが分かり、話し相手ができることにより育児の不安が解消されます。
- ・子どもの心身の発達を学ぶ



申し込み・問い合わせ  
〒619-10285（個別番号・住所記入不要）  
精華町役場子育て支援課  
(☎95-11917)

# 不妊治療 費用の一部助成

町や京都府では、不妊治療や特定不妊治療にかかった費用の一部を助成しています。詳しくは、左記のところにお問い合わせるか町ホームページをご覧ください。

町では、保険適用の治療と人工授精が対象となります。

京都府内に引き続き1年以上住民登録している夫婦（事実婚を含む）で、各種医療保険に加入している方  
※人工授精の治療費を申請する場合は婚姻の届け出をすることが前提となります。

助成額  
不妊治療に要する被保険者負担額の2分の1（限度額あり）

申請方法  
診療日から1年以内に申請書・医療機関証明書・請求書を直接、左記のところへ。

※必要書類は左記のところに置いてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請・問い合わせ  
健康推進課保健予防係  
(☎95-11905)

京都府では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が対象で、対象者は次の要件を満たしている方となります。ただし、卵子採取に至らない場合を除きます。

- ・京都府内（京都市以外）に住居登録している。
- ・婚姻の届け出をしている。
- ・指定の医療機関で治療を受けている。
- ・特定不妊治療が必要と医師に診断されている。
- ・夫婦の前年所得合計が730万円未満。

申請期間は原則、治療終了日の年度内です（助成回数・助成額は限度あり）。

## 申請・問い合わせ

山城南保健所  
(☎72-4300)

★京都府立医科大学附属病院には不妊専門相談センターがあります。  
(☎075-255316180)

# 小児慢性 特定疾患児 生活用具を給付

小児慢性特定疾患医療受診券を持ち、日常生活に著しく支障がある在宅の人に、日常生活用具を給付しています。

## 対象者

町内に住民登録し、小児慢性特定疾患医療受診券を持ち、日常生活を営むうえで著しく支障（左記）のある方【注1】

## 費用

世帯の所得税額などに応じて決定

## 用具の種類（対象者）

- ・便器（常時介助を要する人）
- ・特殊マット（寝たきりの状態にある人）
- ・特殊便器（上腕・前腕・手の機能に障害のある人）
- ・特殊寝台（寝たきりの状態にある人）
- ・歩行支援用具（脚部が不自由な人）
- ・入浴補助用具（入浴に介助が必要な人）
- ・特殊尿器（自力で排尿できない人）
- ・体位変換器（寝たきりの状態にある人）

## 申請方法

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書【注2】・小児慢性特定疾患医療受診券の写しを直接、左記のところへ。

※申請後、対象者の状況などについて調査し、給付を決定します。

【注1】小児慢性特定疾患治療研究事業を除く児童福祉法・障害者自立支援法による施策の対象とならない人に限ります。

【注2】窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請・問い合わせ  
健康推進課保健予防係  
(☎95-11905)

